

令和 7 年度里親部会の開催状況について

1 所掌事項

- (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること。
- (2) 里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

2 開催状況

- (1) 開催回数

1 回

- (2) 審議件数

	諮問件数	審議結果			
		適格	不適格	再調査	保留
養育家庭	2 件	2 件	0 件	0 件	0 件
専門養育家庭	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
親族里親	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
養子縁組里親	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件

(参考) 葛飾区の里親登録家庭数（令和 8 年 5 月 1 日現在）

養育家庭	養育家庭 (親族)	専門養育 家庭	親族里親	養子縁組 里親	計
19 家庭	0 家庭	0 家庭	0 家庭	15 家庭	34 家庭

※養育家庭と養子縁組里親の二重登録について、審議件数は 1 件、葛飾区の里親登録家庭数は 7 家庭計上している。